



# 島根県報

平成16年 6 月 4 日 (金)  
第 1,578 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

告 示	
町及び字の区域の変更 ( 2 件 )	(市 町 村 課) 1
生活保護法の規定による指定介護機関の指定	(健康福祉総務課) 5
保安林予定森林	(森 林 整 備 課) 6
大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見の概要	(経 営 支 援 課) 6
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課) 6
道路の供用開始	( " ) 7
公 告	
特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課) 7
平成16年度調理師試験の実施	(健 康 推 進 課) 8
平成17年度島根県立農業大学校の学生募集	(農 業 経 営 課) 9
平成16年度島根県狩猟免許試験の実施	(森 林 整 備 課) 11
都市計画の変更案の縦覧	(都 市 計 画 課) 13
漁調委指示	
しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限	14
雑 報	
平成16年度宅地建物取引主任者資格試験の実施	(建 築 住 宅 課) 14

## 告 示

### 島根県告示第604号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により、出雲市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成16年 6 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 1 出雲市駅南町一丁目に編入する区域

町	字	地 番
塩冶町	善行寺	1248の14

(ただし上記地番は、平成15年10月 3 日現在のものである。)

#### 2 出雲市駅南町三丁目に編入する区域

町	字	地 番
今市町南本町		12の 1 の一部

(ただし上記地番は、平成15年10月 3 日現在のものである。)

3 出雲市塩冶善行町に編入する区域

町	字	地 番
塩冶町	善行寺	1292の2

(ただし上記地番は、平成15年10月3日現在のものである。)

島根県告示第605号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、出雲市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による北部第二土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から生ずる。

平成16年6月4日

島根県知事 澄 田 信 義

1 出雲市枝大津町に編入する区域

大 字	字	地 番
大津町		671の3、788の1の一部、788の2、789の一部、790の1、790の2、790の4から790の7まで、790の8の一部、790の9、790の10の一部、790の11から790の21まで、790の25から790の29まで、791、791の1、792の3、792の7、792の8、793の1から793の3まで、793の8、794、797の11、798の1、800の1、800の2、801の1から801の6まで、802の2、806の5、818の6、818の7、819の1、819の3、820の1、820の2、821の1から821の3まで、821の5、821の6、823の2、824の1、828の1から828の6まで、829、830の1、830の2、831、1000の7の一部
大津町	朝倉	802の1、802の5、802の6、808の2、808の3、812の3
大津町	本朝	803の1から803の4まで、804の1から804の4まで、805、805の1、807の1から807の4まで、808の4から808の9まで、809の6の一部、809の7の一部、810、810の1、811、811の1、811の2、812、812の1、813の1から813の3まで、814の1、814の2、815、817、817の1、817の2、818の4、818の5、837の1、837の2、837の4、837の5、837の7、837の9、837の12、838、838の2、838の7、839の1から839の3まで、839の5、839の8、839の13から839の16まで、840、840の1から840の6まで、841の1から841の8まで、842の1から842の3まで、843の1から843の11まで、844の1、844の2、844の4、844の6、846の1から846の16まで、847の1から847の8まで、848の1から848の4まで、849の7、851の1から851の7まで、885の1、885の2、886の1から886の5まで、886の7、886の8、887の1から887の12まで、888の1から888の8まで、889の1から889の4まで、890の1から890の4まで、890の9、890の11、890の12、891の1、891の2、892の1、892の3の一部、892の4の一部、892の5、892の6、892の8の一部、892の9、893の一部、894の1から894の4まで、895の1、895の2の一部、895の3の一部、895の5、895の7
中野町		905の1の一部、905の2の一部、905の3、906の一部、907の一部、908の3の一部、908の4の一部、920の1の一部
中野町	一黒竹	913の1、913の2、913の3の一部、913の4の一部、913の6の一部、914の1の一

部、914の2の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の一部

(ただし、上記地番は、平成16年1月7日現在のものである。)

## 2 出雲市中野美保南一丁目に編入する区域

大 字	字	地 番
大津町		790の8の一部、790の10の一部、1000の7の一部
大津町	本朝	809の6の一部、809の7の一部、892の2、892の3の一部、892の4の一部、892の7、892の8の一部、892の10、893の一部、895の2の一部、895の3の一部
中野町		682の2の一部、687の2の一部、709の一部、721の1の一部、722の1の一部、722の2の一部、722の3の一部、722の4の一部、729の1の一部、904の1から904の8まで、905の1の一部、905の2の一部、906の一部、907の一部、908の1、908の2、908の3の一部、908の4の一部、915の1から915の5まで、916の1から916の3まで、916の5、917、918、918の1、918の2、919の1から919の23まで、920の1の一部、920の2から920の11まで、921、921の1の一部、922の一部、922の1の一部、922の2の一部、923の一部、929の2の一部、929の3、930の1から930の9まで、931の1の一部、931の2の一部、931の3の一部、931の4から931の9まで、932の一部、933の1から933の3まで、934の1から934の5まで、935の1、935の2、936の1、936の2、937、938の一部、938の1、939の2の一部、939の3の一部、939の4、939の5の一部、939の6、939の8の一部、939の11の一部
中野町	一黒竹	910、913の3の一部、913の4の一部、913の5、913の6の一部、914の1の一部、914の2の一部、926の1から926の13まで、927

及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の一部

(ただし、上記地番は、平成16年1月7日現在のものである。)

## 3 出雲市中野美保南二丁目に編入する区域

大 字	字	地 番
中野町		659の1の一部、659の2の一部、659の3の一部、659の4の一部、659の5の一部、660の一部、661の1、661の2の一部、661の3の一部、661の4の一部、661の5の一部、661の6、661の7の一部、661の8の一部、661の9の一部、681の一部、681の1の一部、682の1の一部、682の2の一部、687の2の一部、709の一部、719の2の一部、721の一部、721の1の一部、722の1の一部、722の2の一部、722の3の一部、722の4の一部、723の1から723の8まで、724の1から724の9まで、725、725の1の一部、726、727の1から727の3まで、728、729の1の一部、729の2から729の10まで、730、731の一部、731の1の一部、731の2の一部、731の3の一部、732の1の一部、732の2の一部、732の3の一部、734の一部、735の1の一部、735の2、735の3の一部、735の4の一部、735の9から735の11まで、736、737の一部、738の1の一部、738の2の一部、738の3の一部、739、740、740の1、741の1の一部、741の3、741の4の一部、741の5の一部、741の6の一部、741の7、741の8、741の11から741の14まで、742の2の一部、742の3、742の4の一部、742の5から742の7まで、742の8の一部、742の9、742の11、743の4の一部、743の5の一部、743の6の一部、895の3の一部、895の4の一部、895の5の一部、895の8

	の一部、895の15の一部、896の3、896の4、896の5の一部、896の6の一部、896の7の一部、896の8の一部、896の9の一部、896の10、896の12、896の13、896の15から896の17まで、896の19から896の21まで、896の22の一部、896の23、896の24、896の28から896の31まで、897、899、899の1、900の1、900の2、901の1から901の3まで、902の1、902の2、903、921の1の一部、922の一部、922の1の一部、922の2の一部、923の一部、928、929の1、929の2の一部、931の1の一部、931の2の一部、931の3の一部、932の一部
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(ただし、上記地番は、平成16年1月7日現在のものである。)

4 出雲市中野美保南三丁目に編入する区域

大 字	字	地 番
大津町		788の1の一部、789の一部
中野町		643の1の一部、646、647の一部、651の一部、652、652の1の一部、652の2、652の3、659の1の一部、659の4の一部、659の5の一部、660の一部、725の1の一部、741の1の一部、741の2の一部、741の4の一部、741の5の一部、741の6の一部、742の2の一部、742の4の一部、742の8の一部、743の4の一部、743の5の一部、743の6の一部、744、744の2、744の4、744の10、744の18、745の1から745の5まで、746、747、748の1、748の2、749の1から749の6まで、750、750の2、751の1から751の4まで、752、752の1、761の5、881の1から881の5まで、882の1、882の2、882の4、883の1から883の4まで、884、885の1から885の4まで、886、887、889、890、891の1、891の2、892、895の1、895の3の一部、895の4の一部、895の5の一部、895の6、895の7、895の8の一部、895の15の一部、895の16、895の17、896の5の一部、896の6の一部、896の7の一部、896の8の一部、896の9の一部、896の22の一部

(ただし、上記地番は、平成16年1月7日現在のものである。)

5 出雲市中野美保北一丁目に編入する区域

大 字	字	地 番
中野町		692の30、701の1、701の3、701の37、704の2、708の2の一部、709の一部、710の一部、710の1、711の一部、713の4の一部、938の一部、939の1、939の2の一部、939の3の一部、939の5の一部、939の7、939の8の一部、939の9、939の10、939の11の一部、942の1から942の3まで、943の1、943の2、944、944の1、945、946の1から946の4まで、947の1から947の7まで、950、951
及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部		

(ただし、上記地番は、平成16年1月7日現在のものである。)

6 出雲市中野美保北二丁目に編入する区域

大 字	字	地 番
中野町		331の8の一部、682の1の一部、682の2の一部、684の1、684の2の一部、686の一部、686の1の一部、687の1、687の2の一部、687の3から687の5まで、688、690の2から690の6まで、691、692の29、708の2の一部、709の一部、710の一部、711の一部、712、713の1から713の3まで、713の4の一部、714の2から714の8

		まで、715の 1 から715の 4 まで、716の 1 から716の 4 まで、717、718の 1 から718の 6 まで、719、719の 1、719の 2 の一部、720、721の一部、721の 1 の一部、731の一部、731の 1 の一部、731の 2 の一部、731の 3 の一部、732の 1 の一部、732の 2 の一部、732の 3 の一部、733の一部、735の 3 の一部、735の 4 の一部
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(ただし、上記地番は、平成16年 1 月 7 日現在のものである。)

7 出雲市中野美保北三丁目に編入する区域

大 字	字	地 番
中野町		331の 8 の一部、341、341の 2、643の 1 の一部、647の一部、648、649、649の 1、650の 1、650の 2、651の一部、652の 1 の一部、653、653の 1、654、655の 1 から655の 3 まで、656、657、658の 1 から658の 4 まで、658の 6、658の 7、659の 2 の一部、659の 3 の一部、659の 4 の一部、661の 2 の一部、661の 3 の一部、661の 4 の一部、661の 5 の一部、661の 7 の一部、661の 8 の一部、661の 9 の一部、662、663の 1 から663の 3 まで、664、665、666、667、668、669、670の 1、670の 2、671、672の 1、672の 2、673、673の 1、673の 2、673の 4、680の 1、680の 2、681の一部、681の 1 の一部、681の 2、682、682の 1 の一部、682の 2 の一部、683の 1、683の 2、684の 2 の一部、684の 3、686の一部、686の 1 の一部、733の一部、734の一部、735の 1 の一部、735の 4 の一部、737の一部、738の 1 の一部、738の 2 の一部、738の 3 の一部、741の 2 の一部

(ただし、上記地番は、平成16年 1 月 7 日現在のものである。)

島根県告示第606号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成16年 6 月 4 日

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 アゼーリ	那賀郡三隅町大字西河内1084 - 47	通所介護	もやいの家・松平	江津市松川町市村132 - 1	平成16年 5 月11日
有限会社 アゼーリ	那賀郡三隅町大字西河内1084 - 47	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所もやいの家・松平	江津市松川町市村132 - 1	平成16年 5 月11日
有限会社 よろこぼう屋	江津市和木町660 - 2	訪問介護	よろこぼう屋 ヘルパーズ	江津市和木町660 - 2	平成16年 6 月 1 日
有限会社 よろこぼう屋	江津市和木町660 - 2	通所介護	よろこぼう屋 デイサービスの家	江津市和木町660 - 2	平成16年 6 月 1 日
社会福祉法人恩賜財団済生会	東京都港区三田 1 丁目 4 番28号	通所リハビリテーション	島根県済生会高砂病院	江津市江津町1110 - 15	平成16年 6 月 1 日

## 島根県告示第607号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年6月4日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 保安林予定森林の所在場所

簸川郡湖陵町大字常楽寺975 10、975 12、大字畑村1359 1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び湖陵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第608号

平成16年島根県告示第34号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき意見を述べたので、同条第6項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成16年6月4日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)平田中ノ島3街区 島根県平田市中ノ島土地区画整理事業地内3工区21街区4 1他

## 2 意見の概要

駐車場南東側出入口の位置を検討し、来客車両の出入庫が店舗周辺の道路の交通に及ぼす影響を最小限にとどめ、円滑な出入庫が可能となるよう配慮し、対策を講じること。

## 3 縦覧場所

平田市地域振興課（平田市平田町951番地1）

## 4 縦覧期間

告示の日から1月間

## 島根県告示第609号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年6月4日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する土木建築事務所の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	川本波多線	邑智郡邑智町大字梁瀬386番3地先から同大字616番2地先まで	前	メートル 27.00～ 43.00	メートル 35.00	川本土木建築事務所	不用物件発生 減幅 町道移管
			後	27.00～ 36.00	35.00		
"	"	邑智郡邑智町大字梁瀬325番1地先から同大字319番1地先まで	前	15.00～ 23.00	32.00	"	"
			後	8.00～ 12.00	32.00		
"	益田澄川線	益田市駅前町94番4地先から同町171番1地先まで	前	8.50	165.00	益田土木建築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	14.50～ 19.00	165.00		
"	益田停車場線	益田市駅前町92番18地先から同町10番2地先まで	前	13.30～ 14.30	28.00	"	"
			後	13.80～ 14.80	28.00		

島根県告示第610号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 6 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県 道	浜田作木線	邑智郡羽須美村大字阿須那1783番4地先から同大字2740番15地先まで	メートル 278.00	平成16年 6月4日	川本土木建築事務所	
"	川本波多線	邑智郡邑智町大字吾郷199番1地先から同大字1862番3地先まで	156.00	平成16年 6月4日		

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 6 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

平成16年5月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 たきフィンランド協会

3 代表者の氏名

石飛 正

4 主たる事務所の所在地

簸川郡多伎町大字小田150番地37

5 定款に記載された目的

この法人は、生活・文化・スポーツ・教育・経済等の交流を通じて、多伎町民並びに会員とフィンランド共和国国民との相互理解を深め、友好・親善関係を推進することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

---

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定に基づき、平成16年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成16年6月4日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験日時

平成16年9月1日（水）13時から15時まで

2 試験会場

松江市殿町 島根県民会館

浜田市野原町 いわみーる

隠岐郡西郷町 隠岐合同庁舎

3 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

4 受験資格

次の学歴及び業務経験を有している者

(1) 学歴

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項の各号の1に該当する者

(2) 業務経験

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設〔継続して1回20食以上又は、1日50食以上を調理して供与するものであること。〕又は、営業〔飲食店営業、魚介類販売業及びそうざい製造業〕において、2年以上調理の業務に従事した者

5 受験手続及び提出書類

(1) 受験願書等の請求

受験願書等の関係用紙は、住所地を管轄する隠岐支庁健康福祉局及び健康福祉センター又は島根県健康福祉部健康推進課に請求すること。



関係用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、160円切手を貼った宛て先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を住所地を管轄する隠岐支庁健康福祉局及び健康福祉センター又は県外に住所を有する者にあつては、島根県健康福祉部健康推進課に提出すること。

- ア 調理師試験願書
- イ 調理業務従事証明書
- ウ 学歴証明書
- エ 戸籍抄本（学歴証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合）

(3) 受験手数料

6,100円（島根県収入証紙で納入すること。）

(4) 受験願書等の提出期間

平成16年 7 月 2 日（金）から平成16年 7 月20日（火）まで（郵送の場合は平成16年 7 月20日（火）までの消印のあるものに限る。）

6 受験票の送付

受験資格を審査した後、平成16年 8 月13日頃に送付する。

7 合格者の発表

平成16年10月 1 日に県庁前掲示板、隠岐支庁健康福祉局及び各健康福祉センターに掲示するとともに、その氏名を島根県報に登載する。また、平成16年10月 1 日以降に合格証を送付する。

8 その他

受験手続その他この試験の問合せは、最寄りの隠岐支庁健康福祉局及び健康福祉センター又は島根県健康福祉部健康推進課にすること。

なお、郵便で問い合わせるときは、必ず宛て先明記の返信用封筒を同封すること。

平成17年度島根県立農業大学校の養成部門の学生を次のとおり募集する。

平成16年 6 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 募集の目的

本県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野にたつて農林業を考え、新しい農林業を創造し、地域社会の発展に寄与する農林業後継者及び農林業指導者の養成を図る。

2 一般入学試験

(1) 募集人員及び修業年限

課 程	専 攻	募集人員	修業年限	備 考
園 芸	野 菜	20人	2 年	募集人員は、推薦入学者を含む
	花 き			
	果 樹			
畜 産	肉 用 牛	10人		
森林総合		10人		

(2) 出願資格

ア 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は平成17年 3 月に卒業見込みの者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は平成17年 3 月に修了見込みの者。

- イ 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者。
- ウ その他知事が前2号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めたる者。

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

- (ア) 入学願書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）
- (イ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの。

2の(2)のアに定める以外の者にあつては、大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めたる書類。

- (ウ) 返信用封筒（定型封筒縦20.6センチメートル×横9.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手80円分を貼付したもの。）

イ 出願期間

平成17年1月11日（火）から1月21日（金）までとし、郵送の場合は1月21日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番地1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

(4) 入学試験及び合格者の発表

ア 入学試験

- (ア) 日時 平成17年2月4日（金）10時から16時まで
- (イ) 場所 大田市波根町970番地1  
島根県立農業大学校

(ウ) 試験

入学試験は筆記試験及び面接試験とし、筆記試験の科目は、次により必須科目及び選択科目に区別して行う。

必須科目	選択科目
国語（古文、漢文は除く） 数学	生物 B、化学 B、作物、野菜、草花、果樹、畜産のうちいずれか1科目

イ 合格者の発表

平成17年2月10日（木）島根県立農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

3 推薦入学試験

(1) 募集人員

2の(1)に定める募集人員のうち7割程度とする。

(2) 出願資格及び要件

2の(1)に定める者で、本県に居住し次のアからウの要件を満たす者とする。

ア 出身学校長が推薦する者。

イ 島根県立農業大学校卒業後、就農し農業後継者となる者又は島根県内において、地域農林業の振興と農村社会の発展に貢献すると見込まれる者。

ウ 人物、学力ともに優れている者。

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

- (ア) 入学願書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）
- (イ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書を厳封したもの。

- (ウ) 推薦書（島根県立農業大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの。）
- (エ) 志願理由書（島根県立農業大学校所定の用紙により、入学志願者本人が作成したもの。）
- (オ) 返信用封筒（定型封筒縦20.6センチメートル×横9.0センチメートル一枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手80円分を貼付したもの。）

イ 出願期間

平成16年10月18日（月）から10月29日（金）までとし、郵送の場合は、10月29日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番地 1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

(4) 入学試験及び合格者の発表

ア 入学試験

- (ア) 日時 平成16年11月11日（木）10時から16時まで
- (イ) 場所 大田市波根町970番地 1 島根県立農業大学校
- (ウ) 試験 一般教養試験及び面接試験

イ 合格者の発表

平成16年11月18日（木）島根県立農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(5) 推薦入学試験に不合格となった者の取扱い

推薦入学の試験に不合格となった者で一般入学試験を受けようとする者は、出願手続きとして 2 の(3)に掲げる書類のうち、入学願書及び返信用封筒を 2 の(3)のイに定める期間に提出すること。この場合において、出願する課程（専攻）を変更しても差し支えない。

4 問い合わせ先

出願手続、入学試験等について不明な点は、島根県立農業大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

5 その他

願書等島根県立農業大学校所定の用紙は、島根県立農業大学校で交付する。なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形 2 号縦33.2センチメートル×横24センチメートル 1 枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分を貼付したもの）を同封すること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第 1 項の規定に基づき、平成16年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第 2 項の規定に基づき公告する。

平成16年 6 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査

聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	90分
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令及び鳥獣に関する知識を免除する。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網・わな猟免許	<ol style="list-style-type: none"> <li>銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。</li> <li>指定する法定猟具の1つを架設すること。</li> <li>鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</li> </ol>
第1種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> <li>模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。</li> <li>模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。</li> <li>2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。</li> <li>休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。</li> <li>空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。</li> <li>距離の目測を行うこと。</li> <li>鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</li> </ol>
第2種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> <li>空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。</li> <li>距離の目測を行うこと。</li> <li>鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</li> </ol>

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対 象 区 域
7月9日(金)	午前9時~	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	県内全域
7月13日(火)	午前9時~	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
7月23日(金)	午前9時~	隠岐郡西郷町港町塩口24 隠岐合同庁舎	県内全域
7月29日(木)	午前9時~	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域

8 月 1 日 ( 日 )	午前 9 時 30 分 ~	大原郡木次町里方 55 チェリヴァホール	県内全域
8 月 4 日 ( 水 )	午前 9 時 ~	松江市東津田町 1741 - 1 松江合同庁舎	県内全域
8 月 8 日 ( 日 )	午前 9 時 30 分 ~	邑智郡川本町川本 332 - 15 悠邑ふるさと会館	県内全域

## 5 狩猟免許申請方法等

## (1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.6 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1 枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、施行規則第 48 条第 2 項第 1 号に該当する者（鉄砲の所持許可を現に受けていない者）にあつては、医師の診断書を添付すること。

## (2) 狩猟免許申請手数料

法第 49 条各号のいずれかに該当する者については 4,000 円、それ以外の者については 5,300 円とし、その金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。

## (3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課並びに隠岐支庁林業振興グループ及び各農林振興センター林業振興・森林保全グループに備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の 10 日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の 10 日前までに必着とすること。

## (4) 申請書の提出先

郵便番号 690 - 8501 松江市殿町 1 番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室  
（電話 0852 - 22 - 5160）

## 6 その他

(1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

(2) 試験についての問い合わせは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室又は隠岐支庁林業振興グループ若しくは農林振興センター林業振興・森林保全グループにすること。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 16 年 6 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 都市計画の種類

木次都市計画公園

## 2 都市計画を変更する土地の区域

木次町大字新市、西日登

## 3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び木次町役場

## 4 縦覧期間

平成16年6月4日から同年6月18日まで

## 島根海区漁業調整委員会指示

### 島根海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について、次のとおり指示し、その有効期間は、平成16年6月4日から平成19年5月31日までとする。

昭和48年島根海区漁業調整委員会指示第1号は廃止する。

平成16年6月4日

島根海区漁業調整委員会会長 伊藤 裕

しいらつけ漁業によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、しいらつけ漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。ただし、しいらつけ漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りではない。

## 雑 報

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による島根県知事の委任に係る平成16年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成16年6月4日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 小野 邦久

### 1 試験の日時

平成16年10月17日（日曜日）午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（宅地建物取引業法施行規則第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については、午後1時10分から午後3時まで

### 2 試験の場所

受験申込みの受付の際に指定する。

### 3 試験の内容

(1) 内容 おおむね次の事項について行う。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記アとオに掲げる事項に関する問題を免除する。

(2) 出題法令

平成16年4月1日現在施行されている法令による。

### 4 試験の方法及び出題数

(1) 方法 四肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

ただし、登録講習修了者については、45問とする。

5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 試験案内及び受験申込書の配布

(1) 配布期間

平成16年 7 月 5 日 ( 月曜日 ) から平成16年 7 月30日 ( 金曜日 ) まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

(2) 配布場所

財団法人島根県建築住宅センター

社団法人島根県建設業協会雲南支部

同 出雲支部

同 大田支部

同 邑智支部

同 浜田支部

同 益田支部

同 隠岐支部

社団法人島根県宅地建物取引業協会松江支部

同 出雲支部

同 大田支部

同 浜田支部

同 益田支部

7 受験手数料 7000円

受験申込前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む ( 払込手数料は、本人負担 ) 。

8 受験申込み

(1) 申込期間

平成16年 7 月26日 ( 月曜日 ) から平成16年 7 月30日 ( 金曜日 ) までの期間で、午前 9 時30分から午後 4 時30分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

(2) 申込場所

財団法人島根県建築住宅センター

社団法人島根県建設業協会浜田支部

なお、郵便による受付も行うので、この場合は、財団法人島根県建築住宅センター ( 松江市北田町35 3 建築会館 ) あて簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと ( 平成16年 7 月 5 日 ( 月曜日 ) から平成16年 7 月30日 ( 金曜日 ) までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。 ) 。

(3) 提出書類

ア 受験申込書

( 受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの )

イ 写真一葉 ( 受験申込前 6 ヶ月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートルから 5 センチメートルまで、横3.5センチメートルから 5 センチメートルまでの間の大きさのもの )

ウ 登録講習修了者については、前記アとイに加えて登録講習修了者証明書 ( 修了試験合格年月日が試験実施日前 3 年以内のもの )

9 合格発表

(1) 発表の期日

平成16年12月 1 日 ( 水曜日 )



(2) 発表の方法

財団法人島根県建築住宅センター及び島根県庁前掲示板へ合格者一覧表の掲示をするとともに、本人あて合格証書の送付により行う。

10 試験に関する問い合わせ先

財団法人島根県建築住宅センター

電話(0852)26 4577